

給与支払報告書の光ディスクによる提出の手引き

令和5年9月改訂

磐田市企画部市税課

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

TEL0538-37-4826

目 次

	ページ数
1 給与支払報告書の電子データによる提出義務について	・・・ 1
① 給与支払報告書の電子データによる提出義務のない給与支払者	
② 給与支払報告書の電子データによる提出義務のある給与支払者	
2 特別徴収税額の通知書送付までの流れ	・・・ 2
(1) テスト用データの提出	
(2) テスト用データの検証	
(3) 光ディスクによる給与支払報告書の提出	
(4) 特別徴収税額の通知書の送付	
(5) 光ディスクによる提出の廃止について	
3 提出する光ディスクについて	・・・ 4
(1) 光ディスクの規格	
(2) レコード内容、作成要領	
(3) ファイルの仕様	
4 費用負担について	・・・ 5
5 その他	・・・ 5
(様式1) 給与支払報告書の光ディスクによる提出承認申請書 (媒体変更届出書 兼用)	・・・ 6
(様式2) 給与支払報告書の光ディスクによる提出廃止の届出書	・・・ 8

1 給与支払報告書の電子データによる提出義務について

① 給与支払報告書の電子データによる提出義務のない給与支払者

事前に給与支払報告書の光ディスクによる提出承認申請書(様式 1)(以下「承認申請書」といいます。)等の提出が税制改正により不要となりました。特別徴収税額の通知書送付までの流れは「2 特別徴収税額の通知書送付までの流れ」とおりです。

② 給与支払報告書の電子データによる提出義務のある給与支払者

承認申請書及びテスト用データの提出は必要ありません。2-(3)光ディスクによる給与支払報告書の提出をよくご確認の上、本番のデータを給与支払報告書の提出期限までにご提出ください。

平成 26 年 1 月 1 日以降に提出する給与支払報告書または公的年金等支払報告書について、国税に提出する給与等に係る源泉徴収票が e-Tax または光ディスク等による提出が義務付けられる者(※)については、市区町村に提出する報告書等についても eLTAX または光ディスク等による提出が義務付けられました。

(※)令和 3 年 1 月 1 日以降、基準年(前々年)に国税に提出する給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上の者

なお、eLTAX を利用してインターネットによる提出を行いたい場合については、専用ホームページから手続きをお願いします。

○eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

○eLTAX ホームページ「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>

2 特別徴収税額の通知書送付までの流れ

(1) テスト用データの提出

テスト用データや本番データは、「3 提出する光ディスクについて」を参考に作成してください。テスト用データの内容件数に取り決め等はありませんが、できる限り本番で提出する状況に近い内容で提出してください。

テスト用データの提出が難しい場合や、給報の電子データによる提出義務のある給与支払者がテストデータの提出を希望する場合は、磐田市市税課市民税グループへお問い合わせください。

(2) テスト用データの検証

提出されたテスト用データが磐田市(以下「当市」といいます。)のシステムにおいて正常に取り込めるかを検証します。テストの結果、データの修正をお願いする場合があります。

(3) 光ディスクによる給与支払報告書の提出

光ディスクを提出する際に「給与支払報告書(総括表)」と「個人住民税の普通徴収への切替理由書」を添付してください。提出期限は毎年1月31日頃です。給与支払報告書(総括表)と個人住民税の普通徴収への切替理由書は磐田市ホームページからも印刷できます。

【参考】磐田市トップページ→暮らし・手続き→税金→個人市民税→給与支払報告書の提出→申請書→
給与支払報告書に関する様式 (ページ番号: 1001398)

光ディスクの規格の詳細は「3 提出する光ディスクについて」を参考に作成してください。提出された光ディスクの内容に不備があった場合は、当市から提出者に連絡します。連絡があった場合には、直ちに正しい内容で光ディスクを再提出してください。

給与支払報告書を光ディスクにより提出する場合には、原則として書面による給与支払報告書の提出は不要です。ただし、次の場合は給与支払報告書を書面により提出してください。

- ① 提出した給与支払報告書の内容に訂正があった場合の訂正分
- ② 提出した給与支払報告書の内容に記載されていないが、報告が必要と判断される場合の追加分
- ③ 光ディスクの提出が適当と認められない場合の提出内容全て

(4) 特別徴収税額の通知書の送付

給与支払報告書を光ディスクにより提出した特別徴収義務者に対しては、書面による特別徴収税額決定通知を交付します。交付(発送)は5月15日頃です。

令和6年度より税制改正に伴い副本による電子データの送付が廃止されます。光ディスクによる税額通知の交付は致しませんのでご注意ください。

(5) 光ディスクによる提出の廃止について

当市から承認を受けた後に、光ディスクによる提出を廃止する場合には、給与支払報告書の光ディスクによる提出廃止の届出書(様式2)をご提出ください。

3 提出する光ディスク等について

(1) 光ディスクの規格

種類		CD	DVD	
光ディスクの規格等	サイズ	12cm	12cm	
	規格	CD-R	DVD-R	
	記憶容量	650MB	片面4.7GB	
	記録形式	フォーマット	ISO9660(Level 2)/Joliet※	
		ファイル形式	CSV (カンマ区切形式)	
	記録コード	シフトJIS		
	漢字水準	JISの第1水準及び第2水準		

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

(2) レコード内容、作成要領

詳しくは総務省ホームページ「光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合の規格等について」の別紙2(給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合のレコード内容等)をご確認ください。

○地方税分野におけるマイナンバーの利用

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku

【参考】 地方税分野におけるマイナンバーの利用) 光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合の規格等について

(3) ファイルの仕様

ファイル名は、「315dat**.txt」と記録してください。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録してください。

(例) 2枚のCDに分けて提出する場合

- ・1枚目のCDに格納するファイル名・・・「315dat01.txt」
- ・2枚目のCDに格納するファイル名・・・「315dat02.txt」

4 費用負担について

給与支払報告書の光ディスクによる提出において使用するディスクの作成、引き渡し等に要する費用は、相互利用の趣旨により相互負担とします。

5 その他

給与支払報告書の光ディスクによる提出において、疑義が生じた場合には当市と提出者で協議し、解決するものとします。

(様式1)

給与支払報告書の光ディスクによる提出承認申請書

(内容変更届出書 兼用)

受付印 令和 年 月 日 磐田市長	住所 (所在地)	指定番号 (〒 -)
	氏名 (名称)	
	代表者氏名	
	この申請について 応答できる者の 所属及び氏名	(電話)
<p>給与支払報告書の提出については、下記のとおり光ディスクによりたいので申請します。 なお、承認を受けて提出した光ディスクの規格等が承認の内容と異なる場合には、磐田市長の指示に従って光ディスクによる再提出又は書面による提出を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
報告書の名称		
提出開始年月	令和 年 月以降提出分	
光ディスクの規格	裏面のとおり	
参考事項		

(裏面)

次の事項について、所要事項を記入又は当該項目を○で囲んで下さい。

なお、当該項目がない場合及びその他の場合には、その内容を具体的に記入してください。

提出見込件数		件	
項目	種類	CD	DVD
	光ディスクの規格等	サイズ	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB	片面4.7GB
フォーマット		ISO9660(Level2)/Joliet※	
記録形式		CSV(カンマ区切形式)	
記録コード		シフトJIS	
漢字水準		JISの第1水準及び第2水準	

※ 書き込みは、ディスクアットワンス(シングルセッション)方式とする。

備考

- 1 「参考事項」の欄には、電子計算の処理の事務拡大計画や機種変更などの参考事項となる事項を記入すること。

(様式2)

給与支払報告書の光ディスクによる提出廃止の届出書

令和 年 月 日

磐田市長

給与支払報告書の光ディスクによる提出について、下記により令和 年 月以降提出分より取りやめたいので届出ます。

記

住所（所在地）	(〒 -)
氏名（名称）	
代表者氏名	
この申請について応答できる者の所属及び氏名	(電話)
指定番号 ※1	
報告書の名称 ※2	ア 給与支払報告書 イ 公的年金等支払報告書
廃止事由 ※2	ア eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用するため イ その他 具体的理由 ()

※1 特別徴収義務者に指定されている場合に記入すること。

※2 該当する内容に丸印を付し、必要に応じ詳細について記載すること。